

陽気に誘われて、千鳥ヶ淵の桜を見物に出かけた。六分以上の咲きっぷり、中には満開の桜もある。ブルーシートで陣取りしている人も見掛けた。予報によると明日にも満開宣言のようだ。一方、隣の国立劇場でははや桜祭りである。慣れない手振り・口ぶりで劇場の職員さんがチラシを配ったり呼び込みしている姿が微笑ましい。世界に唯一と言われる白い駿河桜と雪柳の組み合わせも面白い。国立劇場は千代田区の隠れた桜の名所である。



(写真は、左から国立劇場神代曙、駿河桜、千鳥ヶ淵 3/27 昼山下撮影)

免許証の更新をした。勿論云うまでもなく、優良免許証である。講習時に教程を貰ったが、この数年間に色々と改正等されたことが多い。「優良運転者」の他に「一般運転者」という区分が設けられ、有効期間が優良運転者と同じ 5 年となっている。有効期限についても随分と緩和されたものである。

さて、これだけは知っておきたい「過去 5 年間の道路交通法令改正点」を見て、一寸吃驚した。それは、平成 16 年 9 月 17 日施行された「国民保護法」のうち武力攻撃事態等における交通規制が設けられたとの記述があったことである。その様な記述があって然るべきではあるが、実際に記述されているのを見ると時代は変わりつつあるのだと感じざるを得ない。

さる 3 月 25 日(土)さいたま市の青葉園会館において、日本初の国民保護を目的とした NPO 法人による、これも多分初めてであろうが一般の方を対象とした『国民保護セミナー』が開催された。小生は副理事長として講演の一部を担当した。

その実施状況は以下の通りであった。

1030 主催者挨拶 NPO 法人会長 皆本氏

1040~1140 第 1 部： 防衛の基本的な考え方と防衛計画の大綱 小生の同期の柳沢兄 昼食

1240~1400 第 2 部： 国民保護法とその仕組み 小生担当

1410~1500 第 3 部： さいたま国民を守る会の役割 宮沢当会理事長

1500~1530 質疑応答及び閉会挨拶(共催者隊友会長斉藤氏)

コーディネーターは、松下政経塾第 25 期生(防衛大出身)の日下部君である。



入場料は昼食代金を含み 3000 円(高いのか安いのか、それともリーズナブルなのか小生には判断がつかないが、・・・)であったにも拘らず、定員 100 名のキャパシティに対して 80 数名が参加したことは成功であったというべきであろう。加えて関心のある県議や市

議にも参加して貰った事は今後の国民保護の啓蒙活動にとって非常に有意義なことである。

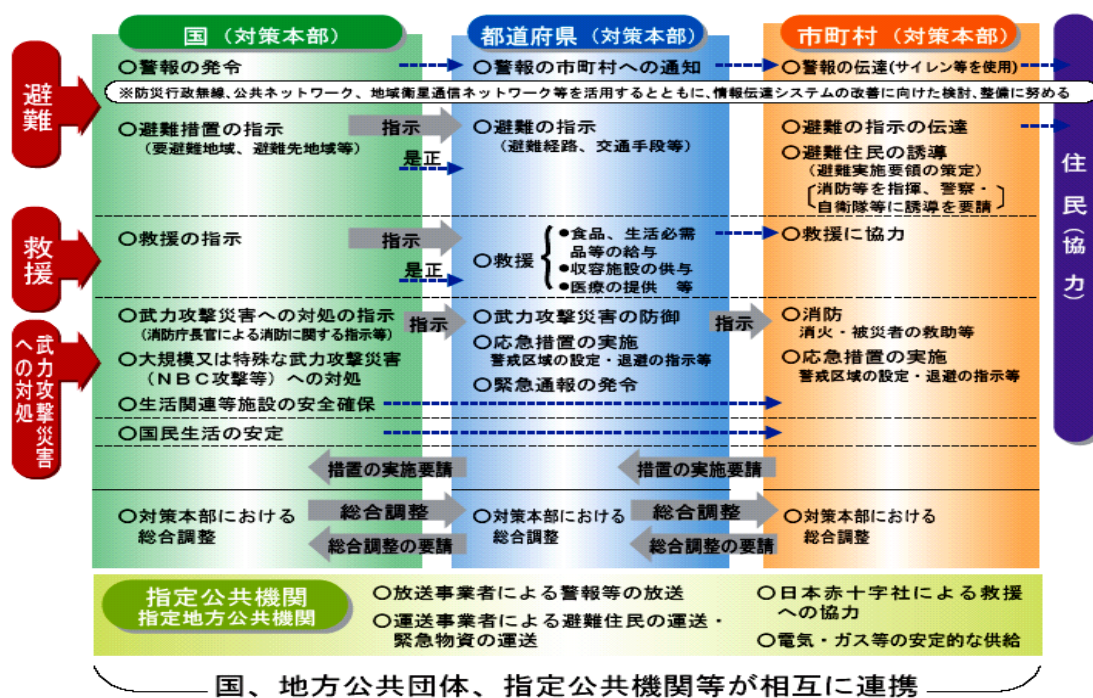
ただ、残念なのは、平成18年度が市町村が国民保護計画を作成すべき年度であり、当会としても市町村担当者の積極的な参加を促すべく、参加依頼文書をさいたま県内の全市町村に送付したけれども、残念ながら芳しい反応はなく、参加者は皆無であった。まだまだ当会の認知度が低いし、市町村レベルでの国民保護計画作成に関する切迫感が薄いことや意識がそこまで醸成されていないこと等によるものであろう。今後の当会の努力の焦点の一つだ。

わが国の国民保護は、列国と異なり、所謂ジュネーブ条約第一追加議定書に言う文民保護を目的とした組織を創設せず、地方公共団体等をその実施主体とし、それを補完するものとして自主防災組織やボランティア等の国民の協力を位置づけているところに大きな特色がある。

従って、国民保護を有効に行うためには、地方公共団体の識能の向上、国民の広範且つ積極的な協力が必要不可欠である。国民保護に関する一応の枠組みは出来たのであり、その枠組みの是非論は別として、この枠組みの中で如何にして最大限の国民保護を行うかをしっかりと詰める必要がある。また、この枠組みの問題点や脆弱性をも至当に認識して対応策を検討することが肝要である。

防衛協会が今春発行する本執筆の第4章を特別研究員として任命された小生が担当したが、その中で強調したことも以上のような問題意識に基づくものである。本稿においては詳述は避けて別な機会に譲りたい。国民保護法の仕組みについて下図に示す。

国民保護の仕組み



(国民保護ポータルサイトから転載)

なお、右上のオレンジ色地に青色正三角形の標示は、文民保護組織に装着が認められた国際標章であり、当 NPO 法人の会員には認められている。